

未来の枕崎を描く

「総合振興計画」と「地方創生総合戦略」

市では、今後のまちづくりの指針となる「総合振興計画」と、「地方創生を推進するための「地方創生総合戦略」の策定作業を進めてきました。

市民の皆さんには、アンケートへの回答やワークショップへの参加について、ご協力いただきありがとうございます。

今回の計画策定においては、新しい視点として、ウェル・ビーイング（市民の幸福度）に着目し、計画を策定しました。

その上で、市民の皆さんからのご意見のほか、各種統計データ等を活用し、本市の現



▲審議会会長より答申書を受領

状分析を行って課題を洗い出すとともに、課題を克服するための施策を検討してきました。

令和8年2月には、枕崎市総合振興計画審議会での3回の審議を踏まえ、本計画についての答申をいただきました。

本計画では、将来都市像（案）を、「まちの誇り 自然の恵み 未来へつなぐ 幸せ共創都市」と定めました。



▲第7次枕崎市総合振興計画(表紙案)

この将来都市像には、本市の自然資源を活用しながら共生し、先人たちが築いてきた歴史や伝統、文化を守り続けていくという思いや、新しいことへ挑戦する姿勢、市民をはじめ本市に関わる多くの人と協働して幸福度を高めることで、「現在」の幸せを確かなものとし、「未来」の幸せを創造していくという意味が込められています。

今後、市議会3月定例会での審議を経て計画策定となり、令和8年度から本計画に基づいたさまざまな施策を展開していきます。

計画の詳細については、広報紙5月号でお知らせします。

■問合せ 企画調整課企画調整係 TEL76-1089

空家対策

危険空家等の解体撤去事業補助制度について

所有者や管理者の高齢化、遠方に居住しているなどの理由で管理が不十分となり、倒壊や飛散など、近隣住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある「危険空家等」が全国的に問題となっています。市では、市民の安全・安心を確保することを目的として、危険空家等の解体を促進するため、解体撤去費用の一部を補助する制度を設けています。

補助を受けるには、その空家等が危険な状態にあるかどうか調査を行う必要があります。申請をお考えの方は、解体する前に総務課危機管理対策係にご相談ください。制度の概要は、次のとおりです。

■補助対象者

- 次のすべてに該当する者
- 市が、当該空家等を調査し、危険な状態にあると判定した空家等の所有者、または解体の委任を受けた者
- 市税の滞納がないこと
- この補助金の交付を受けた

ことがないこと

■補助対象工事・対象経費

市内業者（※1）が行う工事であって、解体撤去に要する経費が30万円以上のものとなります。ただし、次に掲げる経費は対象外となります。

- 公共工事による移転、建替えその他の補償となつてい建物の撤去費用

■補助金の額

補助金額は、対象経費の100分の30以内とし、30万円を限度とします。

■問合せ 総務課危機管理対策係 TEL76-1086

空き家・空き地の活用をお考えの方は、次の制度をご活用ください。詳しくは、市ホームページに掲載しています。

制度名・概要	市ホームページ
空き家・空き地バンク登録制度 空き家・空き地を売却・賃貸したい方（所有者等）と空き家・空き地を賃貸・購入したい方をつなげるための制度です。	
空き家バンク利用促進事業補助金 「空き家バンクに登録したいけれど、家財を処分しないと…」という方には、家財処分に係る費用の一部を助成します。	
移住者住宅確保支援補助金 U・Iターン移住者の住宅の取得・改修にかかる経費等を補助します。	

■問合せ 企画調整課企画調整係 TEL76-1089

3月は市税等滞納整理強化月間です

「差押え」を強化します

市では、毎年増加傾向にある市税等の滞納額の縮減と収納率向上を目指し、3～5月を「市税等滞納整理強化月間」として滞納解消に取り組まします。納税について誠意の見られない滞納者に対しては、給与や預貯金の差押えのほか、搜索やタイヤロックによる自動車やバイクの差押えなど、厳正・公平な徴収対策を強化します。

納期限を過ぎて納付した場合「延滞金」を加算

市税等に未納があると、本来納めるべき税のほかに督促手数料（1期ごと100円）、延滞金（納期限1カ月経過までは年2・8%、1カ月経過後は年9・1%）も納めなければならなりません。延滞金は納期限の翌日から計算され、原則、減免はありません。市税等の納め忘れがある方は早めに納付をお願いします。

納税が困難な方はご相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により市税等の納期ごとの納付が困難な方は、早めに税務課にご相談ください。

●本市の差押換価実施件数等

内訳	令和6年度(実績)	令和7年度(R.8.2未現在)
給与等	91件	105件
預貯金	33件	20件
生命保険	3件	2件
その他債権	7件	10件
計	134件	137件
換価による税収等	4,608,391円	4,260,938円

■問合せ 税務課管理収納係 TEL73-2175



ごみの分別に気をつけましょう 缶類の出し方について

問合せ 市民生活課環境整備係 TEL76-1097

枕崎市では飲料缶やその他食品が入っていた缶は「資源ごみ(黄色)」の『⑦缶類』として分別・回収しています。缶類の一例：ジュース、コーヒー、ビール、粉ミルク、缶詰、菓子等の缶

缶類の出し方

- 中を洗う
- 缶類だけを資源ごみの指定袋(黄色)に入れて決められた日時に集積所に出す(公民館名・氏名を記入しましょう)

缶詰のフタは洗って本体と一緒に「資源ごみ(黄色)」『⑦缶類』に出して構いません。

ボトル缶のフタは外して「もえないごみ(赤色)」として出してください。

※洗われていない缶やたばこの吸殻が入っている缶はリサイクルできません。



▲フタがついたままで洗われていないボトル缶



▲たばこの吸殻が入っていたボトル缶



▲洗われていない缶詰缶